

## 「裁判員制度の円滑な実施のための行動計画」の実施状況の取りまとめ

平成21年5月18日  
裁判員制度関係省庁等連絡会議

### I はじめに

#### 1 行動計画の策定

平成21年5月21日、公布から約5年を経て、「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」（平成16年法律第63号。以下「裁判員法」という。）が施行される。

これによって、一般の国民が裁判員として刑事裁判に参加する裁判員制度がいよいよ始まることとなる。裁判員制度は、民法典等の編さんから約百年、日本国憲法の制定から50余年が経った中で最も大きな司法改革の一つであり、平成13年6月に提出された司法制度改革審議会の意見書を受けて行われてきた一連の司法制度改革の中でも、最も重要な施策の一つである。

この制度の導入によって、裁判に国民の感覚がより反映されるようになり、国民の司法に対する理解・支持が深まることが期待される一方、裁判員となる国民に一定の負担を負わせることとなる。そのため、この制度が円滑に実施され、司法の国民的基盤が確立されるようにするためには、国民にこの制度の意義を十分に理解し、自ら進んで裁判員として刑事裁判に参加してもらえるようになることが不可欠である。

そこで、裁判員法は、政府等に対し、同法の施行までの期間において、裁判員の参加する刑事裁判の制度についての国民の理解と関心を深めるとともに、国民の自覚に基づく主体的な刑事裁判への参加が行われるようにするための措置を講ずることを義務づけ（附則2条1項）、国民がより容易に裁判員として裁判に参加することができるようにするために必要な環境の整備に努めることを求めた（同3条）。

これを受け、政府は、平成17年3月、裁判員制度を円滑に実施するために必要な施策に関し、関係機関の連携を確保しつつ、その効果的な実施を図るため、裁判員制度関係省庁等連絡会議を設置し、同年8月3日、同会議において、裁判員制度を円滑に実施に移し、同制度の趣旨・目的を実現するため、裁判員制度の実施までに関係省庁等が重点的に取り組むべき施策につき「裁判員制度の円滑な実施のための行動計画」（以下「行動計画」という。）を策定した。

#### 2 行動計画の実施状況等

行動計画策定後、約4年間にわたり、関係各省庁等において、同計画に定め

た施策を着実に実行すべく積極的に取り組み、前記連絡会議において、平成20年度まで3回にわたり同施策の実施状況のフォローアップを行ってきた。

このような取組等により、裁判員制度に対する国民の理解や関心は、着実な高まりを見せ、刑事裁判への参加という新たな制度に対する不安も、幅広い広報活動や種々の環境整備、若い世代を始めとする国民一般を対象とした法教育等の成果により解消されつつある。

もとより、国民の司法への参加という制度の重要性等に鑑みれば、そのより良い実施・運用のため必要な施策については今後も継続して検討していくものの、現時点において、裁判員制度を円滑に実施するための準備は整ったと言えよう。

今般、裁判員法の施行を目前に控え、政府としての取組は、区切りの時期を迎えた。そこで、行動計画の実施状況のフォローアップについて、例年と同様、平成20年4月以降裁判員法施行までの実施状況を取りまとめると共に（下記Ⅲ）、行動計画策定後同法施行までの実施状況を総括し（下記Ⅱ）、行動計画の実施状況の取りまとめを行うこととした。

## Ⅱ 実施状況 総括

### 1 裁判員制度に関する広報・啓発活動の推進

国民が裁判員として刑事裁判に参加することの意義、裁判員の選任の手続、事件の審理及び評議における裁判員の職務等、裁判員制度についての国民の理解と関心を深め、裁判員裁判への主体的参加を促すことを目的として、これまでに行ってきた主な取組は以下のとおりである。

#### （1）パンフレット、ポスター、DVD等各種広報ツールの製作及び活用等

裁判員制度の意義や内容等について分かりやすく説明したパンフレットやリーフレット等（法曹三者連名のパンフレット合計約1159万部、有名タレントを起用した企業経営者向けのパンフレット合計約521万部、イラスト入りパンフレット合計約125万部等）を作成し、全国各地の説明会や各種イベント等で配布し、関係機関、関連団体等の窓口等にも設置するなどし、幅広く国民に配布したほか、ポスターを製作して関係機関等での掲示を行うとともに、全国の主要駅や鉄道及びバス車内における掲示や車体ラッピング広告等の交通広告を実施した。

また、国民の誰も体験したことのない裁判員裁判の具体的なイメージを手軽に実感できるよう、ドラマ仕立てやアニメーション仕立ての広報用ビデオやDVDを製作し、全国各地の説明会や各種イベントでの上映・配布、学校や図書館、公民館での貸出し、ウェブサイトでの公開や携帯電話の動画サイトでの配信、レンタルビデオ店での無料レンタル等を行った。

さらに、全国紙及び地方紙における新聞広告、週刊誌や月刊誌への広告掲載、テレビ・ラジオにおけるスポットCM、映画予告編CM等を行い、幅広い国民への訴求を行ったほか、ホームページや携帯電話サイト、メールマガジン等を活用し、最新情報の提供に努めた。

#### (2) 政府広報

政府広報においても、裁判員制度を積極的に取り上げ、テレビ、ラジオ、新聞広告、さらには、3600万部もの新聞折込みチラシを実施するなど、幅広い取組を行った。

#### (3) 説明会、広報用模擬裁判、各種イベント等の実施

全国の裁判所職員、検察庁職員、弁護士等が、企業や学校、地域の集まりに伺うなどして、裁判員制度についての説明会を実施し、その総数は、約5万7000回以上、対象人数も約256万人以上に達した。

また、全国で、約630回に及ぶ模擬裁判が行われたほか、趣向を凝らした広報用の模擬裁判も多数回行い、さらに、全国でさまざまなイベントを開催したり、地域のスポーツ大会やお祭りなどにも参加するなどして、裁判員制度に対する協力を呼びかけるなどした。

特に、平成19年度及び平成20年度においては、10月1日からの「法の日週間」に、全国一斉に、集中的に広報を行い、例えば、最高裁判所長官、同事務総長、検事総長、日本弁護士連合会会長による共同記者会見や最高裁判所、法務省・最高検察庁、日本弁護士連合会共催によるイベント等を実施したほか、各地の裁判所、検察庁、弁護士会もそれぞれ連携して、パネル展、ポスターコンクール、トークイベント等の各種イベントを実施し、これらの模様が広く報道されるなどした。

#### (4) 各種世論調査等の活用

適宜世論調査等を実施し、国民がどのような点に不安を抱いているのかなどの分析を行い、その結果を踏まえて広報を実施した。

## 2 司法参加のための環境の整備

国民が幅広く司法に参加することができるよう、様々な立場にある国民が容易に裁判員となることができるような環境の整備に努めることを目的として、これまでに行ってきた主な取組は以下のとおりである。

#### (1) 勤労者が裁判員裁判に参加しやすい環境の整備について

勤労者が裁判員の職務を行う場合が労働基準法第7条の公の職務に該当する旨の通達を発出して、裁判員として裁判に参加するために休暇を取ることが法律で認められているとの解釈を明確にした。

そして、各種広報ツールにも、裁判員裁判に参加するために休暇をとる

ことが法律で認められており、休暇をとったことで会社が不利益な取扱いをすることは法律で禁じられていること、裁判員として参加するための特別の休暇制度の創設等、労使の自主的な取組が期待されること等を記載するなどして、環境整備に向けた取組への理解と協力を求めた。

また、経営者団体をはじめとする各種団体（日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、全国商店街振興組合連合会、全国銀行協会、日本労働組合総連合会、全国社会保険労務士会連合会等）や個別企業等を直接訪問するなどして、裁判員制度の意義等を説明するとともに、裁判員として参加するための特別の休暇制度の創設等、勤労者が裁判員として参加しやすい環境整備に向けた取組への理解と協力を求めた。

このような取組等の成果もあって、全国各地の企業等において、特別の休暇制度を創設するなどの動きが広がりを見せた。

#### (2) 保育・介護を担う国民が裁判員裁判に参加しやすい環境の整備について

児童の保護者が裁判に参加するに当たり、そのニーズに合った保育サービスを円滑に実施できるように、各自治体に対して、一時保育の実施時間を裁判が行われる時間帯に対応させるなどといった取扱いへの協力を求めるとともに、保育サービスの利用者に円滑な情報提供等をするための協力体制の構築に努めた。その結果、裁判員裁判を実施する裁判所に対応する地方自治体のすべてにおいて、一時保育サービスの実施体制を整備済み又は整備予定となった。

また、高齢の要介護者・要支援者や障害者を介護している者が裁判員として裁判に参加するに当たり、通所介護やショートステイ等のサービスを円滑、適切に利用できるよう、介護サービスに係る環境整備への協力を地方自治体に求めるとともに、介護を行っている裁判員候補者から裁判所に問い合わせがあった場合には、対応する地方自治体の担当窓口を紹介し、相談を受けた自治体から必要な情報を提供するなどの情報提供体制の整備を進めた。

そして、各種広報ツールにも、裁判員候補者や裁判員になった際に、一時保育、介護等のサービスを利用することができる旨を記載するなどして周知に努めた。

### 3 国民に対する法教育の充実

将来の司法を支える若い世代を始めとする国民一般の司法及び法に対する理解と関心を深めるため、法教育の充実を図ることを目的として、これまでに行ってきた主な取組は以下のとおりである。

#### (1) 学校教育における法教育の充実

小中学校学習指導要領及び高等学校学習指導要領において「国民の司法参加」や「裁判員制度」が盛り込まれた。

また、教育委員会等の協力を得て、法廷傍聴や裁判員制度の説明等を内容とする教員を対象とした研修を全国で実施したほか、裁判員制度を題材とした教員用の教材を作成してホームページで公開したり、「法教育シンポジウム」を開催して法教育に関する理解の促進を図るなどの取組を行った。

さらに、全国の裁判所職員、検察庁職員、弁護士等が、全国の小中学校や高等学校等を対象に移動・出前教室を積極的に実施し、その総数は、約7000回以上に達した。

#### (2) 公民館等の社会教育施設等における法教育

公民館や図書館の協力を得て、全国の裁判所職員、検察庁職員、弁護士等が講師を務めるなどして裁判員制度等に関する講座やパネル展等を開催するなどの取組を行った。

### 4 裁判員制度の運用を支える人的・物的基盤の整備

裁判員の参加する刑事裁判手続を円滑に進められるよう、裁判所及び検察庁の人的・物的体制を整備するとともに、裁判員の参加する刑事裁判に適切に対応できる弁護人の体制を整備することを目的として、これまでに行ってきた主な取組は以下のとおりである。

#### (1) 国民の負担に配慮した選任手続の構築

全国規模のアンケート調査（平成18年1月～2月）により、裁判員制度への参加の障害となり得る国民の生活状況等の事情を把握するなどし、その結果を踏まえて、裁判員制度の実施に必要な諸規定を盛り込んだ最高裁判所規則を制定した（平成19年6月）。また、国民の負担に配慮した選任手続の構築への取組として、グループインタビュー（平成19年度及び平成20年度）を実施し、国民の生活状況等の事情を把握・分析し、辞退事由の判断のための資料の充実を図るなどした。

また、市町村選挙管理委員会から電子データで裁判員候補者予定者名簿の送付を受けたりすることができるシステムを整備するなどして、平成20年11月末には裁判員候補者名簿に記載された国民に対する名簿記載通知を発送した。

#### (2) 裁判員制度関連施設等の整備

裁判員裁判用法廷をはじめとする裁判員制度関連施設の整備を進めてきた結果、裁判員裁判実施庁のすべてにおいて、その整備が完了した。

裁判所においては、平成17年度以降、裁判員制度導入の体制整備を理由の1つに加えて、計画的に裁判官や書記官の増員（平成18年度：裁判官

75人及び書記官148人、平成19年度：裁判官75人及び書記官130人、平成20年度：裁判官75人及び書記官120人、平成21年度：裁判官75人及び書記官125人）を図った。

また、検察庁においても、治安の回復及び司法制度改革の推進等に適切に対応していくため、検察庁職員の増員（平成18年度：257人、平成19年度：256人、平成20年度：269人、平成21年度：303人）や検察官及び検察事務官に対する各種研修を実施するなど、所要の体制整備を行った。

### （3）弁護人の体制整備

日本司法支援センターの常勤スタッフ弁護士を確保するために、日本司法支援センターの意義や常勤スタッフ弁護士の役割等を説明する各種企画を実施したり、パンフレット等を司法修習生に配布するなどした。このような取組の成果もあって、日本司法支援センターに常時勤務し、被疑者及び被告人国選弁護制度などを担う常勤スタッフ弁護士が151名確保された（平成21年3月16日現在。養成中スタッフ含む。）。また、国選弁護人契約弁護士の確保に向けた各種取組を行うとともに、日本弁護士連合会や全国各地の弁護士会において、裁判員裁判における弁護、公判前整理手続、公判弁護等に関する研修を実施した。

Ⅲ 平成20年度「裁判員制度の円滑な実施のための行動計画」の実施状況  
(平成20年4月～平成21年5月)

行動計画	項目	Ⅱ 裁判員制度に関する広報・啓発活動の推進
	具体的施策	<p>1 法務省，最高裁判所及び日本弁護士連合会で構成する「裁判員制度広報推進協議会」において，広報・啓発について，裁判員制度実施までの全体的な計画を策定するとともに，これを具体的に実践するための計画を年度ごとに策定し，これらに基づき協力して計画的・効果的な広報・啓発活動を実施する。また，各地においては，これまでの取り組みを一層充実させるとともに，活動内容に応じて，全国の地方裁判所所在地ごとに裁判所，検察庁及び弁護士会が設置する「裁判員制度広報推進地方協議会」を活用するなどしつつ，各地の機関・団体とも緊密な連携を図って広報・啓発活動を推進する。(法務省，最高裁判所，日本弁護士連合会)</p>
<p><b>【実施状況】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 裁判員制度広報推進協議会(法務省，最高裁判所，日本弁護士連合会)において平成20年度裁判員制度広報・啓発計画を策定した。同計画においては，裁判員候補者名簿記載通知発送を間近に控えた時期を平成20年度の広報の山場ととらえ，①裁判員制度に関するより具体的な関心を高めるとともに，②関心の高まりに伴い具体化した不安や疑問に対して的確に情報等を提供し，参加意識を高めるための広報活動を幅広く実施することとし，同計画に従い，広報啓発活動を実施した。</li> </ul> <p>また，全国の地方裁判所所在地ごとに裁判所，検察庁及び弁護士会が設置する「裁判員制度広報推進地方協議会」を活用するなどして，法曹三者が連携・協力して地域の実情に即した広報啓発活動を展開した。(法務省，最高裁判所，日本弁護士連合会)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成19年4月に策定した，全国民を対象とした網羅的な，国民の不安解消に重点を置いた広報の実施を基本方針とする「法務・検察裁判員制度広報啓発全体計画」に従い，平成20年度においても法曹三者による統一的広報を推進するとともに，検察庁の職員が企業や地域の集まりなどに赴き，国民に裁判員制度について直接説明する「草の根広報」を重点的活動として実施し，平成19年4月から平成21年3月までに約2万7,000回(対象人数約110万人)実施するなどした。(法務省)</li> </ul>		

行動計画	項目	Ⅱ 裁判員制度に関する広報・啓発活動の推進
	具体的施策	<p>2 国民が裁判員として刑事裁判に参加することの意義、裁判員の選任の手續、事件の審理及び評議における裁判員の職務等について具体的かつ分かりやすく説明したリーフレット及びパンフレットを作成し、地方自治体等とも連携しつつ全国で配布するほか、広報用ポスターを作成し全国で掲示するなどして、国民の裁判員制度に対する認知度と関心を高め、理解を深めるための広報活動を行う。リーフレット及びパンフレットについては、関係機関、関連団体の窓口等で配布するほか、全国の世帯に配布するよう努める。<b>(法務省、最高裁判所、日本弁護士連合会)</b></p>
<p><b>【実施状況】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成20年6月29日に、裁判員制度が平成21年5月21日にスタートすることなどを内容とする広告を地方紙53紙に法曹三者連名で掲載した。(法務省、最高裁判所、日本弁護士連合会)</li> <li>● 平成20年9月28日に、名簿記載通知から選任手續期日までの流れを分かりやすくチャート図にして掲載するとともに裁判員制度の意義等を伝える内容の広告を、また、平成20年11月24日に、裁判員の役割を写真も交えて具体的に伝えるとともに、間もなく名簿記載通知が届けられることを告知する内容の広告を、それぞれ全国紙5紙及び地方紙・ブロック紙39紙に法曹三者連名で掲載した。(法務省、最高裁判所、日本弁護士連合会)</li> <li>● 平成20年9月22日から10月17日にかけて、上記9月28日の新聞広告と同様の内容の広告を、また、平成20年11月1日から11月28日にかけて、上記11月24日の新聞広告と同様の内容の広告を、それぞれ週刊誌、月刊誌計14誌に、各誌の読者層に合わせた訴求内容及び表現内容を工夫した上で法曹三者連名で掲載した。(法務省、最高裁判所、日本弁護士連合会)</li> <li>● 裁判員候補者名簿記載通知発送を間近に控えた、平成20年10月の「法の日」週間ころから平成21年3月にかけて、有名タレントを起用して実施した新聞広告等の図柄を活用して、全国公共交通機関主要駅へのポスター掲示、主要路線鉄道及びバス車内への中吊り、電車及びバスの車体広告等の交通広告を法曹三者連名で実施した。(法務省、最高裁判所、日本弁護士連合会)</li> <li>● 平成20年9月、有名タレントを起用し、最高裁判所が実施した新聞広告等の図柄を活用したポスターを計21万部作成し、全国の裁判所、検察庁及び弁護士会のほか、地方公共団体や各種団体等に広く送付するなどして、全国的に掲示した。(法務省、最高裁判所、日本弁護士連合会)</li> </ul>		



- 平成20年11月、裁判員等選任手続や辞退事由等の最新の情報を踏まえた法曹三者連名のパンフレット改訂版を計255万部作成、配布した。同パンフレットは、全国の裁判所、検察庁及び弁護士会のほか、地方公共団体や各種団体等に広く送付するとともに、全国各地の説明会や各種イベント等において幅広く配布した。(法務省、最高裁判所、日本弁護士連合会)
- 平成20年9月、最高裁判所において改訂した企業経営者向けのパンフレットのデータを活用して、同パンフレットを220万部作成し、全国の検察庁が実施している説明会等で広くこれを配布した。(法務省)
- 平成20年9月、最高裁判所において制作したイラスト入りパンフレットのデータを活用して、同パンフレットを25万部作成し、全国の検察庁が実施している説明会等で広くこれを配布した。(法務省)
- 平成20年10月、制度の基本的な事項を説明した法曹三者連名のパンフレットの内容を点字翻訳したパンフレットを2万部作成し、視覚障害者に対する広報の際等に活用した(法務省)。
- 平成20年9月、裁判員制度や刑事裁判について、ストーリーを設定した上で具体的に・詳細に解説した小冊子(「裁判員制度ナビゲーション」)補訂版を40万部作成し、全国の裁判所や経営者団体等に配布した。(最高裁判所)
- 平成20年9月、若い世代を対象にQ&A形式でイラストを用いて分かりやすく裁判員制度を解説したイラスト入りパンフレットにつき、辞退事由に関する政令の内容を新たに盛り込み、裁判員に選ばれる確率などの統計数値について最新の情報に更新した改訂版を39万6,500部作成し、裁判所が開催した行事の参加者や、映画予告編広告を上映する映画館(Ⅱ-3)で来館者等に配布した。(最高裁判所)
- 平成20年9月、勤労者が裁判に参加しやすい職場の環境作りを求めること等を内容とする企業経営者向けのパンフレットについて、最新情報を盛り込んだ改訂版を50万部作成し、裁判所が開催した行事の参加者や経営者団体、各企業等に配布した。(最高裁判所)
- 平成20年10月、最高裁判所が作成した企業経営者向けのパンフレットを基に、裁判員等の選任手続について詳しく紹介した音声コード付きのパンフレットを作成し、当該データを各地裁に提供したほか、平成21年1月までに、その内容を点字翻訳したパンフレットを8,000部作成して、視覚障害者に対する裁判員制度に関する情報提供に活用した。(最高裁判所)
- 引き続き漫画を用いた国民向け広報活動を展開し、市民参加の意義と刑事裁判の原則についての理解促進を図った。平成19年に発行した裁判員漫画「裁判員になりましたー疑惑と真実の間でー」及び「裁判員になりました PART2ー量刑のゆくえー」に加え、平成20年11月には、第3弾として「裁判員になりました 番外編ールーキー弁護士の初仕事ー」を発行した。これまで累計23万部発行しており、書店での

一般販売に加え、裁判員制度に関するイベントや学校・公共機関への配布、個々の会員による母校への寄贈運動など幅広く頒布、活用されている。企業人事担当者が購入するケースが目立つとの報道もあった(平成20年3月18日付け河北新報)。なお、横浜弁護士会、兵庫県弁護士会はそれぞれ県下全高等学校に上記裁判員漫画を寄贈した。(日本弁護士連合会)

- 上記裁判員漫画の解説部分を抜粋したパンフレットもこれまで約10万部発行し、弁護士会主催イベントや一般からの希望に応じ無償配布しているほか、日本弁護士連合会のホームページからもダウンロードが可能となっている。(日本弁護士連合会)
- 平成19年12月に公表した「法廷用語の日常語化に関するプロジェクトチーム最終報告書」が、平成20年4月に書籍化され、法律家向けの「裁判員時代の法廷用語」(三省堂)、一般向けの「裁判員のための法廷用語ハンドブック」(三省堂)の2種類が刊行された。累計1万2,000部発行され、後者については、点字版(100部)、音声版(10部)も発行されている。(日本弁護士連合会)
- 裁判員制度への理解と協力を求める国民向けメッセージとして、会長談話「市民の皆様へ」を裁判員法施行約1年前の平成20年4月8日、さらに施行約半年前の11月28日に発表した。(日本弁護士連合会)
- 裁判員法施行を目前に控える中で、新聞、テレビ、雑誌等のマスメディアからの取材依頼に対して会長をはじめ日弁連裁判員制度実施本部所属の弁護士などが積極的に対応している。(日本弁護士連合会)

行動計画	項目	II 裁判員制度に関する広報・啓発活動の推進
	具体的施策	3 裁判員の参加する刑事裁判について国民が具体的に理解でき、かつ、刑事裁判への参加の意義を実感できる内容の広報用ビデオを作成し、移動・出前教室の機会を利用し、あるいは大学等の協力を得てこれを上映するほか、全国の学校、図書館、公民館等に備え置いて上映・貸出を行うよう要請するなど、映像媒体を利用した広報・啓発活動を推進する。(法務省、文部科学省、最高裁判所、日本弁護士連合会)
【実施状況】		
● 平成20年11月10日から12月7日にかけて、名簿記載通知(封筒)が届くことを中心に伝達する内容のテレビスポットCMを、全都道府県で法曹三者連名により実施した。また、同年11月3日から同月28日にかけて、同様の内容のラジオスポットCM		

を、全都道府県で法曹三者連名により実施した。(法務省, 最高裁判所, 日本弁護士連合会)

- 各種イベントの際などに上映するため, 若手人気タレントによる裁判員制度コント「ナイツが語る これが裁判員制度なのだ!」を収録したDVDを120枚製作し, 各検察庁に配布した。(法務省)
- 平成17年度に制作した広報ドラマ「裁判員制度ーもしもあなたが選ばれたらー」(中村雅俊監督, 西村雅彦主演)及び平成19年度に作成した広報アニメーション「総務部総務課山口六平太 裁判員プロジェクトはじめます!」につき, 引き続き全国の検察庁において, 説明会や各種イベントの際などに上映した。また, 日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合の協力を得て, 全国のビデオレンタル店約5, 000店舗において, 無料DVDレンタルを開始したほか, 広く配布等した。(法務省)
- 「裁判員制度ーもしもあなたが選ばれたらー」が, 公民館等で上映・貸出しされた。(文部科学省)
- 平成19年度文部科学白書の中で, 公民館等における裁判員制度等に関する教育・啓蒙活動の促進について取り上げた。(文部科学省)
- 平成17年度に制作した裁判員制度広報用映画「評議」のDVDを5万枚, 同映画を題材としたパンフレットを4万部, 平成18年度に制作した同「裁判員～選ばれ, そして見えてきたもの～」のDVDを7万5, 000枚, 同映画を題材としたパンフレットを7万5, 000部及び平成19年度に制作した同「審理」のDVDを7万5, 000枚, 同映画を題材としたパンフレットを5万7, 000部, それぞれ増刷し, 全国の裁判所等に配布した。(最高裁判所)
- 平成18年度に制作した映画予告編広告用の映像を, 平成20年7月から8月にかけて, 全国約130の劇場, 約300のスクリーンで上映した。(最高裁判所)
- 無罪推定の原則をテーマにした広報ドラマ「裁判員になりましたーニュースの向こう側ー」を制作し, 平成20年11月8日に開催した第23回司法シンポジウムにおいて上映した。本作品をDVDに収録し, 1, 000枚発行し, 弁護士会(大阪, 札幌等)にて個別上映会を行うなどして活用した。(日本弁護士連合会)

行動計画	項目	Ⅱ 裁判員制度に関する広報・啓発活動の推進
	具体的施策	4 裁判員制度について具体的かつ分かりやすく紹介するウェブ・サイトを設け、同サイトを使って広報用ビデオの配信を行ったり、国民からの質問・要望等に答えたり、関連サイトとのリンクを設定するなど、コンテンツの充実等に努め、インターネットを活用した広報活動を推進する。(法務省, 最高裁判所, 日本弁護士連合会)

【実施状況】

- 法務省のホームページに設けられた裁判員制度専用のコーナーにおいて、裁判員制度の紹介のみならず、各種行事の実施に関する事前周知、法務省・検察庁による各種広報啓発活動状況、車体広告を行った電車・バスの運行情報の提供、模擬裁判経験者の体験談等を随時掲載するとともに、引き続き、ホームページで問い合わせ先を公開し、メールや電話で寄せられる質問に対応するなどした(平成19年4月から平成21年3月までの間にアクセス数約49万件)。(法務省)
- 「総務部総務課山口六平太 裁判員プロジェクトはじめます！」及び「ナイツが語る これが裁判員制度なのだ！」(Ⅱ-3)の動画配信を開始した(平成21年4月現在、総再生回数約32万回)(法務省)
- 携帯電話会社の無料動画配信サービスにおいて、「裁判員制度—もしもあなたが選ばれたら—」(Ⅱ-3)が平成20年10月から、「総務部総務課山口六平太 裁判員プロジェクトはじめます！」(Ⅱ-3)が同年12月から、動画配信が開始された。(法務省)
- 裁判員制度専用のウェブサイト上に、動画コンテンツとして、裁判員制度広報用映画「審理」(字幕版を含む。)(Ⅱ-3)を追加した。(最高裁判所)
- 裁判員制度専用のウェブサイト上に、新規メニューとして、裁判員等選任手続の流れを分かりやすく説明したフラッシュ動画「見てなっとく！選任手続」や名簿記載通知に関する情報をまとめて掲載した専用ページを追加するなど、裁判員制度の運用面の具体化に伴い、内容を充実させた。(最高裁判所)
- 裁判員制度専用のウェブサイトへの誘引を図るため、平成20年9月29日から10月12日にかけて及び11月10日から11月23日にかけて、インターネットバナー広告を実施した。(最高裁判所)
- 平成21年5月21日から、裁判所ウェブサイトの各地の裁判所のページ内に、各地の実情に応じた裁判員制度関連情報専用ページを新設し、裁判員制度専用のウェブサイトからも容易にアクセスできるよう準備している。(最高裁判所)
- 平成18年11月に開設した裁判員制度携帯電話サイトについて、随時情報を更新して、裁判員制度に関する最新の情報を国民に伝えた。また、平成21年2月には、

利用者にとってより使いやすいものにするため、デザインやメニューを見直した。(最高裁判所)

- 平成19年2月から開始した裁判員制度メールマガジンを、平成20年4月から平成21年3月までに15回配信した(平成21年3月25日配信終了)。(最高裁判所)
- 従前から日本弁護士連合会ホームページに「裁判員制度」コーナーを設け、制度の解説及び日本弁護士連合会の取組状況について紹介しているほか、パンフレット等のダウンロードが可能となっている。(日本弁護士連合会)

行動計画	項目	Ⅱ 裁判員制度に関する広報・啓発活動の推進
	具体的施策	5 裁判員制度をテーマとする政府広報を適時適切に行い、裁判員制度に関する広報を推進する。法務省、最高裁判所及び日本弁護士連合会は、政府広報の内容がより充実したものとなるよう協力する。(内閣府、法務省、最高裁判所、日本弁護士連合会)

**【実施状況】**

- テレビ定時番組「そこが聞きたい！ニッポンの明日」(平成20年5月25日、6月1日、平成21年2月1日、2月8日放送分)において、裁判員制度を取り上げ、法務大臣の出演により放送した。(内閣府、法務省)
- テレビ定時番組「ご存じですか」(平成20年7月3日放送分)において、「来年5月スタート 裁判員制度」と題して、東京地方裁判所判事の出演により放送した。(内閣府、法務省)
- テレビ定時番組「MY JAPAN」(平成20年10月4日放送分)において、「来年から始まります！みんなが裁判員」と題して、内閣官房司法制度改革推進室審議官及び京都大学大学院法学研究科教授の出演により放送した。(内閣府、法務省)
- テレビ定時番組「キク！みる！」(平成20年10月24日放送分)において、「スタートします！裁判員制度」と題して放送した。(内閣府、法務省)
- ラジオ定時番組「栗村智のHAPPY！ニッポン！」(平成20年10月25日放送分)において、「裁判員制度～名簿記載通知」と題して、最高裁判所事務総局刑事局参事官の出演により放送した。(内閣府、最高裁判所)
- 新聞折込広告「あしたのニッポン」において、裁判員制度を取り上げ、3,600万部を全国に配布した(平成20年11月16,17日)。(内閣府、法務省、最高裁判所)
- テレビ定時番組「ご存じですか」(平成20年11月21日放送分)において、「裁判

員制度 名簿記載通知の発送」と題して、最高裁判所事務総局刑事局参事官の出演により放送した。(内閣府, 最高裁判所)

- テレビ定時番組「Just Japan プラス」(平成20年11月22日放送分)において、「スタート直前！裁判員制度」と題して、弁護士出演により放送した。(内閣府, 法務省)
- ラジオ定時番組「中山秀征のBeautiful Japan」(平成20年11月22日放送分)において、「裁判員候補者への通知について」と題して、最高裁判所事務総局刑事局参事官の出演により放送した。(内閣府, 最高裁判所)
- テレビ定時番組「新ニッポン探検隊！」(平成20年11月23日放送分)において、「あなたも裁判員？“候補者通知”が届いたら！」と題して、法務省刑事局裁判員制度啓発推進室局付の出演により放送した。(内閣府, 法務省)
- 音声広報CD「明日への声」及び点字広報誌「ふれあいらしんばん」(平成20年11月)で裁判員制度を取り上げた。(内閣府, 法務省)
- 政府インターネットテレビで、「裁判員はどのようにして選ばれるの？」(出演者：最高裁判所事務総局刑事局参事官)というコンテンツを平成21年1月29日から配信している。(内閣府, 最高裁判所)
- テレビ定時番組「そこが聞きたい！ニッポンの明日」(平成21年2月1, 8日放送分)において、裁判員制度を取り上げ、法務大臣の出演により放送した。(内閣府, 法務省)

行動計画	項目	Ⅱ 裁判員制度に関する広報・啓発活動の推進
	具体的施策	6 法務省, 最高裁判所及び日本弁護士連合会の協力の下に, 裁判員制度をテーマとするタウンミーティングを適時に開催し, 裁判員制度についての周知を図るとともに, 国民の意見や要望に幅広く耳を傾け, 裁判への具体的施策参加に対する不安解消等に努める。(内閣府, 法務省, 最高裁判所, 日本弁護士連合会)
【実施状況】		
● 裁判員制度についての周知を図るとともに, 国民の意見や要望に幅広く耳を傾け, 裁判への参加に対する不安等を解消するため, 各都道府県において小規模な説明会等を多数回実施した。(法務省, 最高裁判所, 日本弁護士連合会)		

行動計画	項目	Ⅱ 裁判員制度に関する広報・啓発活動の推進
	具体的施策	7 裁判官，検察官及び弁護士が参加して広く国民と対話するイベントを全国各地で開催し，国民の裁判員制度に対する意識を把握しつつ，裁判員制度の意義や裁判員の役割等を分かりやすく説明することにより，裁判員制度に関する啓発を推進する。(法務省，最高裁判所，日本弁護士連合会)

【実施状況】

- 全国の検察庁において，裁判所及び弁護士会とも連携しつつ，地方公共団体や各種団体等の協力を得，説明会等の「草の根広報」を実施した(平成21年3月までの間で約3万6,000回実施し，対象人数は約164万人)。(法務省)
- 全国の検察庁において，裁判所及び弁護士会とも連携しつつ，広報用模擬裁判やパネル展，ポスターコンクール等の各種イベントを開催したほか，地元のスポーツ大会やお祭りなどに参加し，裁判員制度への協力を呼びかけるなどした。また，法務省・検察庁において，平成20年5月25日，「赤れんがまつり」を開催し，「模擬裁判ーみんなで判決」，「検事総長と語ろう会」等を通じて，裁判員制度への協力を呼びかけるなどした(入場者数は約2,400人)。(法務省)
- 裁判員制度についての説明会，裁判官や裁判所職員が出張して制度を解説する出張講義や具体的に刑事裁判のイメージを持ってもらうための模擬裁判を実施した(平成20年4月から平成21年3月にかけて約8,500回実施し，参加人数は合計約39万人)。(最高裁判所)
- 平成20年11月8日，第23回司法シンポジウム「カウントダウン！みんなで築こう裁判員制度」を弁護士会館(東京)にて開催し，大規模な広報イベントを展開した。裁判員ドラマの上映，高校生模擬裁判選手権東西対抗決戦，クイズ大会，パネルディスカッション等のプログラムを実施し，約1,200人の参加者があった。(日本弁護士連合会)
- 上記シンポジウムのプレシンポジウムを全国5か所(東京，岡山，大阪，仙台，福岡)にて開催し，模擬裁判，裁判員劇等を実施し，合計約800人の参加者があった。(日本弁護士連合会)
- 弁護士会，学校，市民団体等が主催する裁判員制度に関する各種イベントや勉強会に対して，講師派遣やパンフレットの寄贈を行った。(日本弁護士連合会)
- 前述の日本弁護士連合会ホームページ「裁判員制度」コーナー(Ⅱ-4)に，各弁護士会を通じ，裁判員制度に関する勉強会，イベントに弁護士を講師として派遣する旨記載し「出張講座」の案内を行った。(日本弁護士連合会)

行動計画	項目	Ⅱ 裁判員制度に関する広報・啓発活動の推進
	具体的施策	8 裁判員の参加する刑事裁判の手續等について国民が具体的なイメージを持ち得るような広報用模擬裁判を全国で開催し、裁判員制度に関する啓発を行う。(法務省、最高裁判所、日本弁護士連合会)
【実施状況】		
● 全国の裁判所、検察庁及び弁護士会において、広く一般国民の参加を得て、模擬裁判を実施した。(法務省、最高裁判所、日本弁護士連合会)		

行動計画	項目	Ⅱ 裁判員制度に関する広報・啓発活動の推進
	具体的施策	9 「法の日」記念行事、地方自治体主催の各種行事に参加し、その機会を利用して、積極的に裁判員制度の広報活動を行う。(法務省、最高裁判所、日本弁護士連合会)
【実施状況】		
● 平成20年10月1日から7日までの「法の日週間」を中心に、全国の法曹三者が共同して各種イベント等を次のとおり集中的に実施した。(法務省、最高裁判所、日本弁護士連合会)		
(1) 9月30日、社団法人日本記者クラブにおいて、最高裁判所長官、同事務総長、日本弁護士連合会会長、検事総長による共同記者会見を行い、裁判員制度への理解と協力を呼びかけた。		
(2) 10月5日、最高裁判所、法務省、最高検察庁及び日本弁護士連合会の共催により、最高裁判所、法務省、日本弁護士連合会を各会場とした「法の日フェスタ」を開催した。最高裁判所会場では、大法廷見学ツアー等を、法務省会場では「検事総長と語ろう会」等を、日本弁護士連合会会場では、三者共催イベントとして模擬裁判を、それぞれ実施した。特に、模擬裁判では、日本弁護士連合会会長が裁判長役を務めたほか、現職の裁判官・検察官・弁護士が多数出演するなどし、マスコミを通じて報道された(来場者数約2,000人)。		
(3) 各地の裁判所、検察庁及び弁護士会において、模擬裁判やパネル展、ポスターコンクール等の各種イベントの開催、テレビ番組等への出演等の様々な広報啓発活動を全国的に一斉に実施し、特に、高等裁判所所在地では、地方裁判		



所が中心となって、イベントスペース等を利用したPRステージイベントやパネル展示等を実施するなどし、それらがマスコミを通じて報道された。

- 全国の検察庁で、地方自治体等が主催する各種行事に参加し、制度説明を行ったり、パンフレット等を配布するなどした。(法務省)

行動計画	項目	II 裁判員制度に関する広報・啓発活動の推進
	具体的施策	10 関係機関、関連団体等の窓口等において、裁判員制度に関するポスターの掲示やリーフレット及びパンフレットの配布等を行うとともに、関係機関、関連団体等の主催する行事において広報資料を配布するなどの広報活動を行う。特に、刑事司法の重要な一翼を担っており裁判員の参加する刑事裁判に深い関わりを有する警察においては、都道府県警察本部、警察署及び警察関連団体の窓口等において、上記ポスターやリーフレット等を活用した積極的な広報を行うとともに、警察又は警察関連団体が主催する行事においても、広報資料を配布するなどの広報活動を積極的に行う。また、都道府県教育委員会等を介して、各地の図書館など社会教育施設等において、広報資料の配布等を行う体制を構築・運用する。(警察庁、文部科学省、関係省庁等)
【実施状況】		
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 法務省と連携の上、都道府県警察に対し、運転免許センターの窓口における裁判員制度広報用パンフレットの備え置きに関する広報啓発活動を、更に徹底するよう指示した。(警察庁)</li> <li>● 各都道府県警察本部、その管下警察署及び運転免許試験場等において、裁判員制度の広報用ポスターを見やすい場所へ掲示したほか、リーフレットを活用するなどして、一般来訪者に対する積極的な広報に努めた。(警察庁)</li> <li>● 各都道府県警察本部及び管下警察署等に配布してある法務省作成の広報用ビデオ(DVD)を、職員に対する教養に活用するとともに、各公安委員会や警察署協議会等において上映するなどして、積極的な広報に努めた。(警察庁)</li> <li>● 公民館パンフレット「あなたの町の公民館づくり」で、裁判員制度について積極的に取り組んでいる地域について紹介した。(文部科学省)</li> <li>● 国税庁では、法務省と連携の上、各税務署に対し、検察庁に協力して裁判員広報用パンフレットを設置するよう指示し、裁判員制度の周知に努めた。(財務省、法</li> </ul>		

務省)

- 自治大学校で実施している第1部課程(都道府県・市職員を対象)において、法務省裁判員制度啓発推進室の担当官がレジュメやパンフレットを基に講義を実施した(平成20年8月4日及び平成21年2月23日)。また、広報用ビデオについても常時貸出しを実施している。(総務省)

行動計画	項目	II 裁判員制度に関する広報・啓発活動の推進
	具体的施策	11 各種世論調査、モニター調査等の手法を用いて国民の意識調査を適宜行うことにより、裁判員制度の広報・啓発活動の効果の的確な把握に努め、その結果を関係省庁等と共有するとともに、必要に応じて広報・啓発計画に修正を加え、広報内容についても再吟味するなど、国民への周知の度合い等に応じた的確な広報を行う。(内閣府、法務省、関係省庁等、最高裁判所、日本弁護士連合会)
<b>【実施状況】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>● 説明会(Ⅱ-7)や「赤れんがまつり」(Ⅱ-7)等の各種行事において、来場者を対象としたアンケート調査を実施した。特に、説明会実施後に行ったアンケート(平成21年2月現在対象人数約37万人)によると、説明会参加前に比べ、参加後の参加意欲の向上が認められたほか、約7割が説明会参加により不安が少なくなったと回答しており、詳細な情報を提供することが不安の解消に繋がることが顕著に認められたことから、引き続き、詳細な情報を提供する広報活動を継続した。(法務省)</li><li>● 地方裁判所の管轄区域別に、住民の裁判員制度に関する知識や参加意欲等について正確なデータを把握し、これまでの広報活動の成果を確認するとともに、今後の広報活動に活用することを目的として、全国計1万500人を対象にアンケート調査を実施した。その結果、裁判員制度について知っている事項の数が多い人ほど、裁判に参加する場合の心配や支障が少なく、参加意欲も高いという関係にあり、また、裁判員制度についての情報を得たのは、圧倒的にテレビ、新聞を通じてのことが多いことが明らかになったことから、関係機関と協力し、様々なメディアを通じて、国民が抱く疑問や不安に対して的確に情報提供することを目的とする広報活動を実施した。(最高裁判所)</li></ul>		

行動計画	項目	Ⅲ 司法参加のための環境の整備
	具体的施策	1 経営者団体、個別企業、職能団体、消費者生活団体、各種協同組合連合会等に対して、裁判員制度の意義等を説明するとともに協力依頼を行うことにより、これらの団体の構成員が裁判員として刑事裁判に参加しやすい環境が整備されるよう努める。(法務省、最高裁判所、日本弁護士連合会)
<p>【実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 裁判員候補者名簿記載通知に先立ち、経済産業省を通じて、改めて、日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会及び全国商店街振興組合連合会の協力を得て、有給休暇制度創設等の従業員等が参加しやすい環境の整備に関し、企業等に協力を求めた(Ⅲ-2)。(法務省、最高裁判所、日本弁護士連合会)</li> <li>● 各地の裁判所、検察庁及び弁護士会において、裁判員制度広報推進地方協議会を活用するなどし、法曹三者が連携して、各地の経営者団体や個別企業等の各種団体に対し、説明会を開催するなどして、裁判員制度の意義及び内容を説明し、制度に対する理解を求めるとともに、勤労者等が裁判員として参加しやすい環境整備に向けての協力を要請するなどした。(法務省、最高裁判所、日本弁護士連合会)</li> <li>● 最高裁判所及び各地の裁判所は、経営者団体等の各種団体や個別企業に対し、様々な機会をとらえて積極的に説明・講演を行ったほか、平成20年6月、最高裁判所の協力により、東京商工会議所が発行している会員向け新聞紙「東商新聞」に、従業員が裁判員に選ばれた場合の流れについてストーリーを設定した上で具体的に解説した記事が掲載された。 また、各地の裁判所では、模擬裁判等への協力依頼のために経営者団体や個別企業等を訪問する際に、裁判に参加することの支障に関する実情を把握するとともに、裁判員制度の意義、裁判員の役割や従業員等が裁判員として参加しやすい職場の環境作りの必要性について理解と協力を求めた(平成21年4月30日現在で1万か所以上を訪問)。(最高裁判所)</li> </ul>		

行動計画	項目	Ⅲ 司法参加のための環境の整備
	具体的施策	2 企業において従業員が裁判員として刑事裁判に参加しやすい環境を整備するための自主的かつ社会的な取組が行われることを促すため、関係機関が1記載のとおり企業等に対して裁判員制度の意義等を説明し協力依頼を行うに際し、企業等の参加を呼びかけるなどの積極的な協力を行う。(経済産業省, 関係省庁等)
【実施状況】		
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 企業の従業員が裁判員制度に参加しやすくすることを目的として、経営者に対して広く特別の有給休暇制度等の周知を行うべく、法務省, 最高裁判所, 日本弁護士連合会が主要経済団体への協力要請を行う(Ⅲ-1)にあたり、日本経済団体連合会, 日本商工会議所, 全国中小企業団体中央会など経済産業省所管の5団体を紹介するとともに、事前に裁判員制度に関する説明を行い、理解を得るよう努めた。(経済産業省)</li> <li>● ①経済産業省ホームページのトップページに、法務省, 最高裁判所, 日本弁護士連合会の裁判員制度のページへのリンクを貼る, ②裁判員制度のポスターを経済産業省の本館と別館のロビーに掲示する, といった取組を行った。(経済産業省)</li> </ul>		

行動計画	項目	Ⅲ 司法参加のための環境の整備
	具体的施策	3 労働者が裁判員の職務を行う場合等が労働基準法第7条の公の職務に該当する旨の通達を発出し、使用者は労働者が裁判員の職務に必要な時間を請求した場合には拒んではならないことについて周知を行うとともに、裁判員の職務を行うために休暇を取得したこと等を理由とする不利益取扱いの禁止を徹底する。また、裁判員制度が円滑に実施されるためには、裁判員の職務等に対応した休暇制度を導入するなど、労使の自主的な取り組みが促進され、労働者が裁判員として刑事裁判に参加しやすい環境が整備されることが重要であるため、その旨周知するなど、法務省, 厚生労働省及び最高裁判所が連携して必要な施策を実施する。(法務省, 厚生労働省, 最高裁判所)

**【実施状況】**

- パンフレット(Ⅱ-2)に「裁判員として裁判に参加するために休暇をとることが、法律で認められている。休暇をとったことで会社が不利益な取扱いをすることが禁じられている。」「従業員が裁判員として刑事裁判に参加しやすくするため、各企業において、裁判員になる場合に対応した休暇制度を設けるなど、労使の自主的な取組が行われていることが期待される」旨記載して周知に努めた。(法務省, 厚生労働省, 最高裁判所)
- 裁判員候補者名簿記載通知に先立ち, 厚生労働省を通じて全国社会保険労務士連合会の協力を得, 企業等から人事労務に関する相談を受けることの多い社会保険労務士に対し, 有給休暇制度創設等の必要性等についての周知に努めた。(法務省, 最高裁判所, 日本弁護士連合会)
- 昨年度に引き続き, 平成17年9月30日付けで, 労働者が裁判員の職務を行う場合が労働基準法第7条の公の職務に該当する旨の通達を発出し, 裁判員として裁判に参加するために休暇を取ることが法律で認められているとの解釈を明確にしたことを踏まえ, これについての周知に努めた。(厚生労働省)
- 法務省と連携の上, 全国の労働基準監督署にパンフレット等を設置することとし, 裁判員制度の周知に努めた。(厚生労働省)

行動計画	項目	Ⅲ 司法参加のための環境の整備
	具体的施策	<p>4 児童の保護者が裁判員の職務等により児童の養育を行うことが一時的に困難になる場合, 保育所における「一時保育」・「特定保育」や, 児童養護施設等における「子育て短期支援事業」を活用することにより, 当該児童を短期間又は夜間に預けることが可能になることから, これらのサービス・事業について広く国民に周知する。また, 厚生労働省, 法務省及び最高裁判所は連携して, 全国各地でこれらのサービス・事業の実施主体との協力体制が構築されるよう努めるなど, これらのサービス・事業が十分活用されるような措置を講ずることにより, 児童の保護者が裁判員として刑事裁判に参加しやすい環境の整備を図る。(法務省, 厚生労働省, 最高裁判所)</p>

**【実施状況】**

- 児童の保護者が裁判員として裁判に参加するに当たり, 保護者のニーズに合った

保育のサービスを円滑に実施できるよう、平成20年3月、厚生労働省から各自治体に対して、一時保育の実施時間を裁判が行われる時間帯に対応させるなどといった取扱いについて協力を求めるとともに、サービスを必要とする児童の保護者に円滑な情報提供等をするための各自治体と裁判所等の協力体制を構築するよう通知した。

さらに、平成20年8月、各地域において自治体と裁判所等の協力のもと、裁判員制度にかかる環境整備が促進されるよう、自治体に対して再度通知を行った。

その結果、平成20年12月には、裁判員裁判を実施する裁判所に対応する地方自治体のすべてにおいて、一時保育サービスの実施体制を整備済み又は整備予定となった。

また、各地の裁判員裁判を実施する裁判所では、対応する自治体との間で、裁判員候補者に対する一時保育に関する情報提供体制の確立についての協議を行って、児童の保護者が裁判員として裁判に参加しやすい環境の整備に取り組んだ。

あわせて、児童の保護者が裁判員として裁判に参加するに当たり、保育のサービスを利用することができることの周知に努めた。(法務省、厚生労働省、最高裁判所)

行動計画	項目	Ⅲ 司法参加のための環境の整備
	具体的施策	5 高齢の要介護・要支援者や障害者を介護している者が裁判員の職務等により介護を行うことが一時的に困難となる場合、通所介護やショートステイ等の利用が可能であることから、これらのサービス・事業について広く国民に周知する。また、厚生労働省、法務省及び最高裁判所は連携して、全国各地でこれらのサービス・事業の実施主体との協力体制が構築されるよう努め、介護している者が裁判員として刑事裁判に参加しやすい環境の整備を図る。(法務省、厚生労働省、最高裁判所)
【実施状況】		
<p>● 高齢の要介護・要支援者や障害者を介護している者が裁判員として裁判に参加するに当たり、通所介護やショートステイ等のサービスを円滑、適切に利用できるよう、裁判員に必要な情報を提供するなど、介護サービスに係る環境整備について協力を求める事務連絡を、平成20年10月に厚生労働省から都道府県、指定都市・中核市、各地方裁判所所在市(区)あてに発出した。</p> <p>また、各地の裁判員裁判を実施する裁判所では、厚生労働省から自治体に対して</p>		

発出された事務連絡に基づいて提供される自治体の担当窓口情報を利用して、裁判員候補者に自治体の担当窓口を紹介するという情報提供体制の整備を進めた。

あわせて、高齢の要介護者・要支援者や障害者を介護している者が裁判員として裁判に参加するに当たり、介護のサービスを利用できることの周知に努めた。(法務省, 厚生労働省, 最高裁判所)

- 厚生労働省において、平成21年2月に、介護保険制度を担当する都道府県、政令指定都市、中核市の課長が参集する全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において、裁判員制度の円滑な施行に向けた介護サービスに係る環境の整備について再度協力を依頼した。(厚生労働省)
- 昨年度に引き続き、厚生労働省及び最高裁判所が連携して、平成21年3月に、障害者自立支援制度を担当する都道府県、政令指定都市の課長が参集する全国主管課長会議において、裁判員制度の周知に努めた。(厚生労働省, 最高裁判所)

行動計画	項目	Ⅲ 司法参加のための環境の整備
	具体的施策	6 国民が裁判員として刑事裁判に参加することについて有する不安・要望等を的確に把握した上、既存の制度について、裁判員となる国民のニーズに十分対応し得るかを具体的に検討し、その結果に即して更に必要な措置を講ずる。(法務省, 関係省庁等)
【実施状況】		
● 説明会及び各種イベント等(Ⅱ-7)等において、来場者を対象としたアンケート調査を実施し、国民が裁判員として刑事裁判に参加することについて有する不安・要望等を把握するよう努めた。(法務省)		

行動計画	項目	IV 国民に対する法教育の充実
	具体的施策	1 「法教育推進協議会」において、「法教育研究会」の報告書の趣旨を踏まえつつ、学校教育における法教育の実践、教育関係者に対する法教育についての研修等について更なる検討を進めるとともに、裁判員制度を題材とした法教育のための教材・資料を作成することなどにより、裁判員制度の導入を見据えた法教育の推進のための基盤整備を図る。(法務省、文部科学省、最高裁判所、日本弁護士連合会)
<p>【実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 法務省は、文部科学省の協力を得て、最高裁判所及び日本弁護士連合会と連携し、全国において、中学校等の社会科教諭等を対象として、法廷傍聴、裁判員制度に関する説明、法教育等を内容とした教員研修を実施した(IV-4)。(法務省、文部科学省、最高裁判所、日本弁護士連合会)</li> <li>● 法務省の法教育推進協議会(及び同協議会裁判員教材作成部会)において制作した、中学校3年生程度を対象とする裁判員教材の普及に継続して努めた。(法務省、文部科学省、最高裁判所、日本弁護士連合会)</li> <li>● 平成20年4月、各都道府県・指定都市教育委員会指導事務主管課に対し、法務省が行う裁判員制度を含む法教育の教員研修についての協力依頼を行った。(文部科学省)</li> <li>● 平成20年3月に小中学校学習指導要領を、平成21年3月に高等学校学習指導要領を改訂し、小学校社会科において、新たに「国民の司法参加」について扱うようにすることや中学校社会科や高等学校公民科において、新たに「裁判員制度」について触れること等の改善を図った。(文部科学省)</li> <li>● 日本弁護士連合会「市民のための法教育委員会」において、法教育の浸透・拡大を図るため、授業方法等につき企画している。(日本弁護士連合会)</li> <li>● 各弁護士会において独自に小中学生に向けた模擬裁判シナリオ等の教材を作成し、弁護士による法教育授業において活用している。(日本弁護士連合会)</li> </ul>		



行動計画	項目	IV 国民に対する法教育の充実
	具体的施策	2 法教育に有用な教材・資料等を教育委員会や学校に対して提供することにより、学校教育における法教育の充実を図る。また、教育委員会や学校側の要望に応じて、裁判官、検察官及び弁護士が授業の企画や実施等に協力できるよう体制の整備を図る。(法務省、文部科学省、最高裁判所、日本弁護士連合会)

【実施状況】

- 全国の検察庁で、全国の中学、高校等を対象に移動・出前教室を積極的に実施した(平成21年3月までに約2,400回以上実施し、対象人数は約12万人以上)(IV-5)。(法務省)
- 裁判員制度ウェブサイト(II-4)のキッズページにおいて、クイズ形式で制度を解説している。また、裁判制度全体をビジュアル的に分かりやすく、かつ親しみやすく説明した小学生向けのアニメーションビデオ、裁判員制度広報用映画「評議」(II-3)、同映画「裁判員～選ばれ、そして見えてきたもの～」(II-3)、同映画「審理」(II-3)及び平成18年度制作の同アニメーション「ぼくらの裁判員物語」を、学生を中心とした裁判所の見学会等に使用しているほか、全国の裁判所や図書館で貸出しを行った。  
さらに、最高裁判所及び各地の裁判所で、学校からの法廷見学希望や講師派遣依頼に応じて、裁判員制度のみならず、裁判についての解説などを行った(IV-5)。(最高裁判所)
- 法務省、最高裁判所、文部科学省及び日本弁護士連合会の共催で、「法教育シンポジウムー未来を拓く法教育 in ふくおかー」(平成21年2月13日)を開催した。文部科学省は、各教育委員会に対して周知を図った。また、日本弁護士連合会からは、パネリストとして会員1名を派遣した。(法務省、文部科学省、最高裁判所、日本弁護士連合会)
- 前述の第23回司法シンポジウム(II-3)において、教育関係者や一般を対象に「法教育イベント」を開催し、教職員、有識者、弁護士による法教育の実践についてのパネルディスカッション及び筑波大学附属小学校の教師・生徒による法教育模擬授業を実施した。(日本弁護士連合会)

行動計画	項目	IV 国民に対する法教育の充実
	具体的施策	3 公民館等の社会教育施設等における司法制度・裁判員制度に関する講座の実施にあたり、情報や資料を提供することなどにより、法教育の機会と内容の充実を図る。また、講座開設者側の要望に応じて、裁判官、検察官及び弁護士が講座の企画や実施等に協力できるよう体制の整備を図る。特に、講師派遣に関する具体的な要望に応じられるようにするため、各地の地方裁判所、地方検察庁及び弁護士会が協力して共通窓口を設け、社会教育施設側からの具体的要望に応じた適切な講師を派遣できるよう協力して対応する。(法務省、文部科学省、最高裁判所、日本弁護士連合会)
<p><b>【実施状況】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 引き続き、法務省、文部科学省、最高裁判所の合意に基づき日本弁護士連合会の了解のもと、各地の裁判所、検察庁、弁護士会が協力して共通窓口を設け、公民館等の社会教育施設側からの具体的要望に応じた適切な講師を派遣できるよう協力体制を整え、これに基づき、全国的に説明会を実施した。(法務省、文部科学省、最高裁判所、日本弁護士連合会)</li> <li>● 公民館等における市民講座等での説明会を積極的に実施した(平成21年3月までの間に約950回実施し、対象人数は約3万6,000人)。(法務省)</li> <li>● 公民館パンフレット「あなたの町の公民館づくり」で、裁判員制度について取り組んでいる地域について紹介した。(文部科学省)</li> <li>● 公民館等の要望に応じて裁判官等を派遣し、裁判員制度に関する講演を行った。(最高裁判所)</li> <li>● 裁判員制度及び司法制度全般に関する資料(前記裁判員漫画・パンフレット等)を引き続き、NPO、市民団体、有志の勉強会等に対し、要望に応じて提供した。(日本弁護士連合会)</li> </ul>		

行動計画	項目	IV 国民に対する法教育の充実
	具体的施策	4 全国都道府県教育委員会連合会，生涯学習・社会教育主管部課長会議など各種研修会等の機会に，法教育に関する資料等を配布するとともに，これら研修等に，裁判官，検察官及び弁護士が協力できるような体制の整備を図ることにより，法教育の機会と内容の充実を図る。(法務省，文部科学省，最高裁判所，日本弁護士連合会)
【実施状況】		
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 法務省は，文部科学省の協力を得て，最高裁判所，日本弁護士連合会と連携し，全国において中学校等の社会科教諭等を対象として，法廷傍聴，裁判員制度に関する説明，法教育等を内容とした教員研修を実施した(IV-1)。(法務省，文部科学省，最高裁判所，日本弁護士連合会)</li> <li>● 平成20年4月，各都道府県・指定都市教育委員会指導事務主管課に対し，法務省が行う裁判員制度を含む法教育の教員研修についての協力依頼を行った(IV-1)。(文部科学省)</li> </ul>		

行動計画	項目	IV 国民に対する法教育の充実
	具体的施策	5 法廷傍聴・模擬裁判や出前講義等の機会を積極的に設け，裁判官，検察官及び弁護士が法教育に関与し得るよう努める。(法務省，最高裁判所，日本弁護士連合会)
【実施状況】		
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 全国の検察庁で，全国の中学，高校等を対象に移動・出前教室を積極的に実施した(平成21年3月までに約2,400回以上実施し，対象人数は約12万人)(IV-2)。(法務省)</li> <li>● 全国各地において，法廷傍聴時の解説，模擬裁判や出前講義等を行い，裁判官も積極的に関与して，裁判員制度のみならず，裁判についての解説等を行った(IV-2)。(最高裁判所)</li> <li>● 平成20年8月9日，昨年に引き続き，高校生に刑事手続の意味や刑事裁判の原則を広く理解してもらうため「第2回高校生模擬裁判選手権」を東京，大阪の2会場で実施した。今回はさらにそれぞれの優勝校が前述の第23回司法シンポジウム(II-3)において「東西対抗決戦」を実施した。(日本弁護士連合会)</li> <li>● 各弁護士会において，夏期休暇期間中に中高生に対して「ジュニアロースクー</li> </ul>		

ル」,「サマースクール」と題したイベントを実施し,評議等を含む模擬裁判を経験する機会を提供した。(日本弁護士連合会)

行動計画	項目	V 裁判員制度の運用を支える人的・物的基盤の整備
	具体的施策	1 裁判員制度導入後の円滑な刑事裁判手続の運用を確保しつつ,手続検討や広報のための模擬裁判を全国各地で早期に実施できるようにするため,法廷を中心とした裁判所諸施設の改修等の物的基盤を整備するとともに,必要な人員の確保等の人的基盤を整備する。(最高裁判所)
<p><b>【実施状況】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 裁判員裁判用法廷をはじめとする裁判員制度関連施設の整備については,裁判員裁判実施庁のすべてにおいて整備が完了している。</li> </ul> <p>また,平成17年度以降,裁判員制度導入の体制整備を理由の1つに加えて,計画的に裁判官や書記官の増員を図っており,平成21年度予算案には,裁判官75人及び書記官125人の増員を計上した。(最高裁判所)</p>		

行動計画	項目	V 裁判員制度の運用を支える人的・物的基盤の整備
	具体的施策	2 裁判員候補者名簿調製作業における関係諸機関との連携及び裁判員選定事務の効率化によって,質問事項や呼出人数の絞り込みを図り,裁判員候補者たる一般国民の負担を軽減する。(最高裁判所)
<p><b>【実施状況】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 国民の負担に配慮した選任手続を構築するための取組の一環として,国民の生活状況等の事情を詳細に把握・分析し,辞退事由の判断のための資料を充実すべく,グループインタビューを実施した。(最高裁判所)</li> <li>● 裁判員候補者名簿調製のための裁判員候補者予定者名簿については,裁判所の側において開発したシステムが順調に稼働し,市町村選挙管理委員会から電子データの送付を受けることができ,円滑に裁判員候補者名簿を調製することができた。(最高裁判所)</li> </ul>		

行動計画	項目	V 裁判員制度の運用を支える人的・物的基盤の整備
	具体的施策	3 裁判員制度導入後の円滑な刑事裁判手続の運用を確保するため、必要な人員の確保に努めるとともに、各検察庁の実情に応じて人材養成の観点を含め必要な体制の整備を図るなど、人的基盤を整備する。(法務省)
【実施状況】		
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 検察庁においては、裁判員制度の実施を見据え、対象事件の捜査・公判立会を円滑に遂行できるよう、所要の体制整備を行っている。        なお、平成21年度予算には、治安の回復及び司法制度改革の推進等に適切に対応していくため、検察庁職員303人の増員を計上しているほか、裁判員制度を円滑に実施するための裁判員裁判実施経費を計上している。(法務省)</li> </ul>		

行動計画	項目	V 裁判員制度の運用を支える人的・物的基盤の整備
	具体的施策	4 各弁護士会の実情把握のための調査、弁護士の業務態勢の検討、弁護士会が設置する公設事務所の拡充、日本司法支援センターの契約弁護士(常勤弁護士を含む)の確保などにより、裁判員の参加する刑事裁判に適切に対応できる弁護士の体制を整備する。(日本弁護士連合会)
【実施状況】		
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 全会員を対象にファクシミリにて「裁判員号外FAXニュース」を適宜発信し、タイムリーな情報提供を行った。(日本弁護士連合会)</li> <li>● 全会員に対し、裁判員制度への理解・準備促進のため、会紙「日弁連新聞」において「カウントダウン裁判員裁判」、会誌「自由と正義」において「変わる刑事裁判—裁判員制度施行に向けて」と題した連載を掲載した。後者の連載は、「裁判員裁判における弁護活動—その思想と戦略」(日本評論社、平成21年)と題して出版された。(日本弁護士連合会)</li> <li>● 日本司法支援センターに常時勤務し、被疑者及び被告人国選弁護を担う常勤スタッフ弁護士を151名確保した(平成21年3月16日現在。養成中スタッフ含む。)(日本弁護士連合会)</li> <li>● 常勤スタッフ弁護士の確保に向けた取組として、日本司法支援センターの意義や常勤スタッフ弁護士の役割等を説明する各種企画を実施し、パンフレット等を作成して、司法修習生(予定者含む。)に配布した。(日本弁護士連合会)</li> <li>● 各弁護士会での裁判員裁判対応体制の準備状況について、アンケート等により</li> </ul>		

情報収集し適宜対応を検討している。(日本弁護士連合会)

- 平成20年9月27日,平成21年3月25,26日に東京と各弁護士会を中継で結び,裁判員裁判における公判準備や弁護戦略に関する特別研修を実施した。この内容は日弁連の会員専用ホームページにも掲載され,会員が常時視聴可能になっており,研修ツールとして活用されている。(日本弁護士連合会)
- 平成20年11月1日,書面作成等を盛り込んだ,より実践的な研修として,「弁護戦略研修準備プログラム」を実施し,各弁護士会での研修を担う会員の養成を図った。(日本弁護士連合会)
- 平成20年6月,裁判員が法廷で見て聞いてわかる弁護技術の取得のため,アメリカ合衆国「全米公判弁護研究所」(NITA)へ8名の会員を派遣したほか,同年10月11日から3日間の日程で「第2回法廷弁護指導者養成プログラム」として同研究所から講師を招聘し,参加型の実践的な研修を実施した。また平成21年1月には,同様の研修を大阪弁護士会が独自に実施した。(日本弁護士連合会)
- 法廷弁護技術の指導者養成の取組として「法廷弁護指導者研修会」を平成20年4月に東京,及び同年7月に大阪にて実施した。これらの研修の受講者が,各所属弁護士会において研修を実施するなど広がりを見せている。(日本弁護士連合会)